

「筆界未定地」について

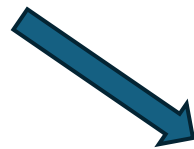
地図作成事業において、隣接地との境界が確認できなかった場合には、**「筆界未定地」**となり、確認できなかった隣地との境界線は地図に表示されません。

旧土地台帳付属地図

(筆界未定地がない場合)

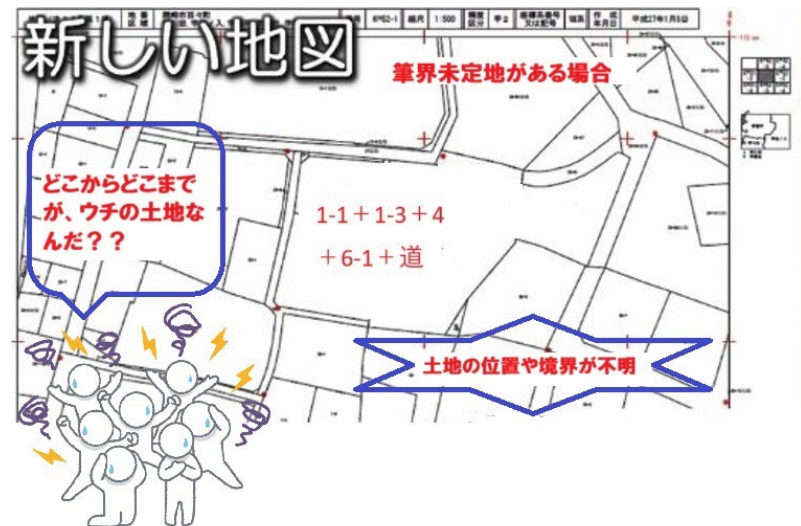


地図作成事業で作成した地図



(筆界未定地がある場合)

土地の範囲を明確に示すことができません。



「筆界未定地」となった場合

以下のことができなくなる場合があります。

売買契約を締結すること

抵当権設定契約を締結すること

分筆・合筆登記、地積更正登記

地目変更登記

農地転用

※一筆の土地の範囲が確定していないと、新たな契約を結ぶことができなくなります。

※表示に関する登記はできません。

「筆界未定地」を解消するには？

今回の地図作成事業後に筆界未定地を解消するには、筆界未定地となった境界について隣接地の所有者等と筆界確認をした上で、土地の測量等を行い、地図訂正・地積更正等の登記申請を行う必要があります。なお、その手続きに必要な経費は**自己負担**となります。

隣接地との境界が決まらない又は決めることができない場合は、筆界特定申請、ADR（裁判外紛争解決手続）又は筆界確認訴訟を行った上で、地図訂正・地積更正等の登記申請を行うこととなります。